

流山市地域公共交通活性化協議会準備会及び  
第 1 回流山市地域公共交通活性化協議会  
議案決議結果（承認日令和 2 年 4 月 22 日）

| 議案番号                          | 賛成 | 反対 | 修正点等   |
|-------------------------------|----|----|--|
| 議案第 1 号<br>「協議会規約」            | 25 | 0  | 第 1 条中「地域公共交通網形成計画」→「同法<br>第 5 条に規定する計画」<br>第 4 条中 6 号削除以下号番号繰り上げ                  |
| 議案第 2 号<br>「会長副会長の選任<br>について」 | 25 | 0  |  |
| 議案第 3 号<br>「協議会会議運営規<br>程」    | 25 | 0  | 第 1 条中「この規定」→「この規程」<br>第 6 条第 1 項中「規程」→「規定」<br>第 8 条第 1 項中「ならぬ。」→「ならない。」           |
| 議案第 4 号<br>「協議会事務局規<br>程」     | 25 | 0  | 第 1 条中「この規定」→「この規程」<br>第 1 条中「規約第 11 条第 4 項」→「規約第 1<br>1 条第 3 項」                   |
| 議案第 5 号<br>「協議会財務規程」          | 25 | 0  | 第 1 条中「この規定」→「この規程」<br>第 4 条中「規定予算」→「既定予算」<br>第 10 条第 2 項中「規約第 15 条」→「規約第<br>14 条」 |
| 議案第 6 号<br>「令和 2 年度予算<br>書」   | 25 | 0  |  |
| 議案第 7 号<br>「業者選定方法」           | 25 | 0  | プロポーザル要綱について、事業者へのヒア<br>リングについて追加してはどうか。<br>P3 の「ライドシェア」は削除してはどうか。                 |

※議案第 1 号～第 7 号について、上記のとおり全会一致で可決されました。

※なお、議案第 1 号、第 3～5 号、第 7 号について、各委員からご意見があり、事務局に  
おいて検討した結果、軽微な修正としてご意見のとおり修正いたしました。

※議案第 7 号に関連して配布させていただいた「流山市地域公共交通網形成計画策定調査  
委託提案募集要項（案）」については、各委員からのご意見を踏まえ、現在修正中であるた  
め、公表時期について、当初予定より遅れる事についてご了承願います。

## 議案第 1 号

### 流山市地域公共交通活性化協議会規約

#### (目的)

第 1 条 流山市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項に基づき、地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関する協議並びに道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)及び道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)に基づく協議会における協議を行うことを目的とする。

#### (事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番の 1、流山市役所内に置く。

#### (事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条に規定する計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 前号の計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)及び道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)に基づく協議会における協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市内の公共交通の事業の実施に当たり必要なこと。

#### (組織)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係する公共交通事業者等
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 関係する道路管理者
- (6) 関係する公安委員会
- (7) 公共交通利用者(流山市民)
- (8) 地方運輸局長

(9) 関係する行政機関

(10) 流山市

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代行する。

4 第1項の規定にかかわらず、協議会の開催が困難な場合には、書面による選任を行うことができるものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、組織等が指名する委員について、同項の任期中に当該指名時に就いている職から別の職に変わるとき又は当該組織等に属さなくなるときは、当該組織等は、新たに委員とすべき者の指名をするものとする。この場合において、当該指名を受けた委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときには非公開で行うものとする。

6 協議会は必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各号に定めるものの他、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

8 前各項の規定にかかわらず、会議の開催が困難な場合には、書面による開催ができるものとする。

9 前項の規定による書面による開催にあたっては、議案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(委員の派遣)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、市民等の要請に基づき、必要に応じ協議会の委員を市民等で構成される組織へ派遣することができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は交通計画を所管する課に置き、会議の庶務を行うものとする。

3 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、流山市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が指名する第4条に規定する委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等が協議会等に出席したときには、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

2 委員等が職務のために要した旅費等の費用は、予算の範囲内で弁償することができる。

3 報酬及び旅費等の支給については、流山市の例によるものとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和2年4月22日から施行する。

議案第2号

会長及び副会長の選任について

| 役職名 | 委員名     | 要綱                 |
|-----|---------|--------------------|
| 会長  | 加藤 博和 様 | 学識経験者<br>(名古屋大学教授) |
| 副会長 | 藤井 敬宏 様 | 学識経験者<br>(日本大学教授)  |

## 議案第3号

### 流山市地域公共交通活性化協議会会議運営規程

#### (趣旨)

第1条 この規定は、流山市地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第7条第7項の規定に基づき、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の会議（以下、「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の合意があったときは、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

#### (議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 議長は、議決の際には、委員の挙手を求めることとし、その結果を宣言するものとする。

#### (会議の開催等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言するものとする。

2 委員及び委員以外のオブザーバーは、議長の許可を得た後、発言するものとする。

#### (会議録の調整)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に定めるものの他、会長が必要と認めた事項

#### (会議録の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、第2条第1号ただし書きの規程により、非公開とされた部分については非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(傍聴)

第7条 何人も、第2条第1項ただし書きの規定により会議が非公開にされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月22日から施行する。

## 議案第4号

### 流山市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規定は、流山市地域公共交通活性化協議会規約第11条第4項の規定に基づき、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(事務局長等)

第3条 事務局長は、流山市まちづくり推進部まちづくり推進課長をもって充てる。

2 事務局次長は、流山市まちづくり推進部まちづくり推進課交通計画推進室長をもって充てる。

3 事務局員は、流山市まちづくり推進部まちづくり推進課交通計画推進室職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項はこの限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他の文書に関し必要な事項は、流山市において定められている公文書の取り扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、流山市において定めら

れている公印の取扱いの例による。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月22日から施行する。

別表

| 名称                      | 形状  | 書体  | 寸法            | 用途               | 個数 | 管理者      |
|-------------------------|---|-----|---------------|------------------|----|----------|
| 流山市地域公共交通活性化協議会<br>会長之印 |  | てん書 | 方24<br>ミリメートル | 会長印<br>をもって発する文書 | 1  | 事務局<br>長 |

## 議案第5号

### 流山市地域公共交通活性化協議会財務規程

#### (趣旨)

第1条 この規定は、流山市地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第13条の規定に基づき、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (会計年度)

第2条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

#### (予算)

第3条 協議会の予算は、国からの補助金、流山市からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下、「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに流山市長に提出しなければならない。

#### (予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、規定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により協議会の承認を得た場合には、前条第3項の規定を準用する。

#### (予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときには、別表第1及び第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

#### (予算の流用)

第6条 歳出予算の流用は、流山市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

#### (出納及び支出の手続き)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員の中から協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、流山市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第15条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに流山市長に送付しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月22日から施行する。

(協議会設立年度における予算措置の特例)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から翌3月31日までとする。

## 別表第 1

| 款       | 項       | 目       |
|---------|---------|---------|
| 1 負担金   | 1 負担金   | 1 負担金   |
| 2 国庫補助金 | 1 国庫補助金 | 1 国庫補助金 |
| 3 諸収入   | 1 預金利子  | 1 預金利子  |

## 別表第 2

| 款     | 項     | 目       |
|-------|-------|---------|
| 1 総務費 | 1 総務費 | 1 会議費   |
|       |       | 2 事務費   |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 調査研究費 |
| 3 返還金 | 1 返還金 | 1 返還金   |

## 令和 2 年度 流山市地域公共交通活性化協議会 収支予算書

## 1 歳入

(単位：円)

| 款       |            | 項       |            | 目          |            |
|---------|------------|---------|------------|------------|------------|
| 1 負担金   | 10,425,000 | 1 負担金   | 10,425,000 | 1 負担金      | 10,425,000 |
| 2 国庫補助金 | 5,000,000  | 1 国庫補助金 | 5,000,000  | 1 国庫補助金    | 5,000,000  |
| 3 諸収入   | 1,000      | 1 預金利子  | 1,000      | 1 預金利子     | 1,000      |
| 合 計     |            |         |            | 15,426,000 |            |

## 2 歳出

| 款     |            | 項     |            | 目          |            |
|-------|------------|-------|------------|------------|------------|
| 1 総務費 | 426,000    | 1 総務費 | 426,000    | 1 会議費      | 425,000    |
|       |            |       |            | 2 事務費      | 1,000      |
| 2 事業費 | 10,000,000 | 1 事業費 | 10,000,000 | 1 調査研究費    | 10,000,000 |
| 3 返還金 | 5,000,000  | 1 返還金 | 5,000,000  | 1 返還金      | 5,000,000  |
| 合 計   |            |       |            | 15,426,000 |            |

## 議案第 7 号

### 計画策定に係る業者選定方法について

|              |  |
|--------------|--|
| 選定方法         | 公募型プロポーザル方式とし、選定委員会を設置して選定する。<br>別添「流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託提案募集要項（案）」のとおりとする。 |
| 選定委員会<br>委員長 | 名古屋大学 教授 加藤 博和 様<br>※他の選定委員については委員長が指名する。                                    |
| 選定委員会<br>事務局 | 流山市まちづくり推進部まちづくり推進課  |
| 予算           | 歳出「2款 1項 1目 調査研究費」の範囲内とする。   |

## 流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託提案募集要項（案）

令和2年4月22日策定予定  
流山市地域公共交通活性化協議会

### 1.募集の趣旨

流山市では、交通状況として、これまでJR常磐線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、流鉄流山線及びJR武蔵野線の4路線の各駅が交通の要所となっていました。平成17年に、首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスの開業により、当該鉄道駅を中心としたまちづくりが進行し、新たな市街地が形成されています。

バス交通については、京成バス株式会社、東武バスイースト株式会社、東武バスセントラル株式会社の3事業者により、主に駅と駅を結ぶ路線として27路線が運行しています。また、市では、民間バス路線を補完する形で、駅と住宅地とを結ぶ路線として、コミュニティバスである流山ぐりーんバスを6路線運行しています。

その後、つくばエクスプレスの開業による年少人口の増加や、超高齢化社会の到来により、近年急激に市内の公共交通、特にバスなどの地域内交通に関する需要が高まってきており、これらに対応する交通手段について検討する必要性が生じてきています。

こうした背景を踏まえ、流山市では、今年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通網形成計画（以下、「本計画」という。）の策定を目指しています。

このことから、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「本協議会」という。）では、本計画の策定に向けた実態調査の実施及び地域に必要な公共交通案を検討し、協議を行うこととしました。

本業務は、本協議会において協議を行うために必要な実態調査の整理・分析や協議を行った公共交通案のとりまとめなどについて、専門的見地を備えたコンサルタントに業務支援を委託するものです。

### 2.業務概要

#### 2.1 業務の名称

流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託

#### 2.2 事業期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日とします。

#### 2.3 委託金額

本業務における業務委託費は税込10,000千円以内とします。

#### 2.4 業務内容

##### (1)業務内容

本業務は、以下の業務について支援するものです。

##### ① 交通に関わる実態の整理

- ・流山市全域及び公共交通として関連づける必要がある近隣市の一部について、実態調査を下記のとおり行うものです。

## ア. 現況調査

- ・エリア別人口のデータについて把握する。100mメッシュを単位として、総人口、高齢者人口、高齢者世帯の人口、単身高齢者人口、年少人口、生産年齢人口（通勤・通学人口）、従業人口、将来人口推計等を整理します。
- ・公共交通の目的地となる施設の立地状況について把握します。対象となる施設は公共交通の利用状況を踏まえ選定します。
- ・道路の整備状況について把握します。道路の幅員や延長、交通規制や通学路の有無、渋滞状況などについて整理し、主にバスなどの公共交通機関が安全に通行できる道路について把握します。
- ・地形状況について把握します。高低差、トンネルや河川などの通行の支障となる地形物について整理を行い、次の公共交通の利用圏域に反映します。

## イ. 公共交通の利用状況

- ・公共交通の利用状況について把握します。
- ・バスについては、バス停別乗降者数、バス停圏域人口の整理し、人口とバス利用の関係性を解析します。また、収支率についても事業者から情報が得られる範囲で整理を行い、流山市内の利用者の需要特性を把握します。
- ・その他公共交通機関についても、事業者から情報が得られる範囲で、利用者数や利用圏域人口を整理します。

## ウ. 地区間の移動交通量

- ・地区間の移動交通量について把握します。携帯電話のビックデータを活用し、時間帯別（1時間単位）で500mメッシュ間の移動者数（OD交通量）を年齢別に整理します。

## エ. 需要予測

- ・交通空白地域に対して、地域の声を踏まえた交通手段や経路等の需要を把握します。必要に応じて実証実験の実施を検討します。

### ②市民アンケート調査

- ・流山市民を対象（3,000世帯／郵送配布・郵送回収）に、アンケート調査を実施し、移動の実態、公共交通の利用状況、これまでの公共交通施策への意向、公共交通に関する需要等を把握します。

### ③公共交通の実態・課題の整理

- ・①公共交通に関わる実態の整理、②市民アンケート調査の結果をもとに、これまでの公共交通施策の検討を行います。
- ・さらに、現状及び将来に向けて対応すべき課題を整理します。

### ④基本方針・目標の設定

- ・③の公共交通の実態・課題の整理を踏まえて、流山市における公共交通の基本方針と定量的な目標・指標を設定します。

### ⑤公共交通施策の検討

- ・本協議会が協力して進めていく公共交通施策について検討します。
- ・公共交通施策の検討にあたっては、流山ぐりーんバスを含む市内バス路線の再編、事業者

間連携による公共交通サービスの向上、流山市が行っている高齢社会対応既存交通補完研究事業における勉強会等を考慮するものとします。

#### ⑥実施計画の作成

- ・公共交通策の中から、優先的に実施する重点施策を抽出し、公共交通機関の運行に関わる内容、実施主体、実施スケジュールなどを具体化し、実施計画を策定します。
- ・また、実施にあたっては、

#### ⑦推進方策の検討

- ・本計画の推進体制や進行管理の内容など、推進方策を検討します。

#### ⑧計画のとりまとめ

- ・上記の検討を踏まえ、流山市地域公共交通網形成計画（案）をとりまとめます。

#### ⑨協議会の運営支援

- ・本協議会の運営を支援します。会議の資料作成、議事録の作成等、事務局の運営を支援します。

### (2)業務において留意する事項

#### ①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が行われる予定であることから、国の動向を確認し、本業務の遂行にあたっては、改正後の法律にも対応することとさせていただきます。

#### ②関連する法令・計画等

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律・施行令・施行規則
- ・地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針
- ・道路運送法・施行令・施行規則
- ・交通政策基本法
- ・流山市総合計画、流山市都市計画マスタープラン、流山市立地適正化計画
- ・流山市公共交通体系策定調査
- ・その他、関係する法令等を参照してください。

#### ③新技術について

- ・MaaS、自動運転、ライドシェア等の新技術の活用可能性についても整理を行うこととします。

#### ④超高齢化社会への対応

- ・超高齢化社会へ対応する公共交通策についても検討してください。運転免許証返納者や地域の公共交通利用者と福祉的移動サービス利用者との中間に位置づけられる利用者への対応について、将来的なことも踏まえ、整理を行うこととします。

### (3)成果品

- ・本業務における成果品は、次のとおりとします。
  - ア 報告書一式（A4版、縦型、横書き、左とじ。）1部
  - イ 報告書の電子データ（CD-ROM）1枚
  - ウ 流山市地域公共交通網形成計画印刷版 100部

#### (4)業務スケジュール

・本業務のスケジュールは、次のとおりとします。なお、具体的なスケジュールについては、契約締結後、本協議会と協議の上、決定するものとします。

| 項目             | R2 |    |     | R3 |
|----------------|----|----|-----|----|
|                | 6月 | 9月 | 12月 | 3月 |
| ①交通に関わる実態の整理   | →  | →  |     |    |
| ②市民アンケート調査     | →  | →  |     |    |
| ③公共交通の実態・課題の整理 | →  | →  |     |    |
| ④基本方針・目標の設定    |    | →  | →   |    |
| ⑤公共交通施策の検討     |    | →  | →   |    |
| ⑥実施計画の作成       |    | →  | →   |    |
| ⑦推進方策の検討       |    | →  | →   |    |
| ⑧計画のとりまとめ      |    |    | →   | →  |
| ⑨協議会の運営支援      | ↔  | ↔  |     | ↔  |

※本スケジュールは現時点での想定です。今後、変更となる場合があります。

### 3.応募条件

#### 3.1 応募者

- (1)応募者は、本業務を実行する能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。
- (2)グループで応募する場合は、主たる役割を担う代表者を1者選定してください。
- (3)応募者は、応募を含むそれ以降の本業務に係る協議、契約等にかかる諸手続を行います。

#### 3.2 応募者の役割

応募者は、最優秀提案に選定され、本協議会と契約して受託者となった場合には、受託者として本業務を確実に履行します。

#### 3.3 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- (1)応募者は、「7.提案時提出書類」に示す提出書類により、本募集要項内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2)応募者は、本協議会や必要に応じて行う関係者との協議・調整に必要な能力を有し、本業務に関連する諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。
- (3)主たる役割を担う応募者は、5年以内に類似業務の実績があり、経営等の状況が良好であること。

#### 3.4 応募者の制限

本募集要項公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができません。

- (1) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停

止、又は流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年 6 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けている者。

- (2)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (3)手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、または本業務の提案書提出日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
- (5)商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (6)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- (7)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- (8)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- (9)応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- (10)法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

### 3.5 応募に関する留意事項

#### (1)費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

#### (2)提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが提出書類は返却しません。本協議会は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。協議の過程において、本事業の関係者等が、守秘義務を遵守したうえで受託者の応募書類を、本業務の実施または質の向上のために閲覧する可能性があります。

#### (3)特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、アイデアなどを使用した結果生じる責任は、受託者が負うものとします。

#### (4)本協議会からの提示資料の取り扱い

本協議会が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

#### (5)1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1 つの提案しか行うことができません。

#### (6)複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

#### (7)本業務の趣旨の理解

応募にあたっては、本業務の趣旨をどのように理解し、解決するのかを明確にした提案とし

てください。

#### **(8)法令等の遵守**

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認してください。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受託者に属することとします。

#### **(9)構成員の変更の禁止**

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本協議会と協議を行い、本協議会がこれを認めたときはこの限りではありません。

#### **(10)提出書類の変更禁止**

いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

#### **(11)虚偽の記載の禁止**

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とします。

### **4.事業者選定の流れ**

#### **4.1 応募者**

応募者は、「3.応募条件」で定める資格要件を満たす者とします。

#### **4.2 応募資格要件の確認**

応募者の資格要件を確認し、条件を満たす応募者の提案を有効提案として、4.3 最優秀提案の選定を行います。

#### **4.3 最優秀提案の選定**

流山市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案の中から1件の最優秀提案及び順位をつけて数件の優秀提案を選定します。

#### **4.4 詳細協議**

最優秀提案をした者は本協議会と契約を締結するために、本協議会と本業務について詳細協議を進めるものとします。なお、この際の協議は、受託者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は受託者の負担とします。

#### **4.5 優秀提案の応募者の扱い**

本市は、最優秀提案の応募者との契約協議が整わない場合は、優秀提案をした者のうち上位の者から順に同様の詳細協議を行う可能性があります。

#### **4.6 事務局**

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口：流山市地域公共交通活性化協議会事務局

流山市まちづくり推進部まちづくり推進課

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7150-6090 電子メール：koutsu@city.nagareyama.chiba.jp

## 5.提案募集スケジュール

### 5.1 日程

提案の募集及び選定は、次の日程（予定）で行います。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 募集要項の公表（流山市ホームページに掲載） | 令和2年4月23日  |
| 募集要項に関する質問の受付         | 令和2年4月23日～5月8日   |
| 質疑回答（流山市ホームページに掲載）    | 令和2年5月13日  |
| 企画提案書の受付              | 令和2年5月13日～5月22日  |
| 結果通知                  | 令和2年6月上旬   |
| 契約の締結                 | 令和2年6月上旬<br>※国の補助金の交付決定後となります。交付決定の時期については遅れる可能性もあります。 |

### 5.2 提案募集の手続き

#### (1)募集要項の公表等

募集要項は、令和2年4月23日から、流山市のホームページにて公表します。

##### ①募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行ってください。なお、質問は5.1 日程に定める期間中に行ってください。各社の質問回数は1回限りとします。

##### ②質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、任意様式により事務局に持参、郵送、または電子メールにより提出してください。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

##### ③質問の受付期間

令和2年4月23日～5月8日（午後5時必着）

持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

##### ④回答

令和2年5月13日に、流山市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとしします。

#### (2)企画提案書の提出

応募者は、「7.提案時提出書類」に従い企画提案書を作成し、4.6 事務局へ持参で提出してください。なお、提出日時については、あらかじめ電話にて予約してください。

##### ①受付期間

令和2年5月13日～5月22日（受付時間は、午前8時30分から午後5時まで）

## 6.審査及び審査結果の通知

### 6.1 審査

選定委員会事務局にて資格審査を行った上で、「4.事業者選定の流れ」に基づき提案審査を行います。必要に応じて応募者に対し個別のヒアリングを行うこととします。個別ヒアリングを

行う場合は、応募者に別途通知することとします。

なお、提案者が1者であった場合でも、その資格を満たした上でその総得点が各委員の合計得点の半数以上であれば当該提案を有効とします。

- (1)提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。
- (2)最優秀提案者を本業務の随意契約の対象者とします。また、優秀提案者の順位をつけて次選交渉権者とします。

## 6.2 審査結果の通知及び公表

- (1)審査結果は、文書で通知するものとします。
- (2)審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- (3)審査結果は、流山市のホームページで公表します。
- (4)審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切お答えできません。

## 6.3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1)期限までに書類が提出されない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4)本募集要項に違反すると認められる場合

## 7.提案時提出書類

### 7.1 提案時の提出書類

次の提出書類をA4縦長ファイルに綴じたものを、企画提案書として5部提出してください。  
(ファイルの表紙、背表紙には事業名、応募者名を記載してください。)

- (1)提案者の会社概要(様式3-1)
- (2)類似業務の実績一覧(様式3-2)
- (3)業務の実施体制(様式3-3)
- (4)業務のフロー及びスケジュール(様式3-4)
- (5)内訳書(様式4)
- (6)本業務の実施方針(様式5)
- (7)本業務に対する提案(様式6)
- (8)関係書類<sup>1</sup>

- ア 印鑑証明書(受付日前3か月以内に発行されたもの)
- イ 商業登記簿謄本(受付日前3か月以内に発行されたもの)
- ウ 納税証明書(3.4(10)に該当しないことを証するもの)
- エ 財務諸表(最新決算年度のもの、写し可)

---

<sup>1</sup> 流山市有資格者名簿に登載されている場合は添付不要です。

流山市地域公共交通活性化協議会準備会及び  
第1回流山市地域公共交通活性化協議会  
議案補足資料

議案第1号

「流山市地域公共交通活性化協議会規約」について

- ・本協議会の規約を決めるものです。
- ・規約では、協議会の所掌する事業に関する事、協議会の組織に関する事、を規定しています。
- ・協議会の所掌する主な事業については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条（地域公共交通網形成計画）の策定及び実施に関する事としてしています。
- ・協議会の組織については、協議会の構成員、会長・副会長・監査委員・事務局を置く事、分科会の設置や委員の派遣を行える事としてしています。

議案第2号

「会長及び副会長の選任」について

- ・流山市地域公共交通活性化協議会規約第5条の規定に基づき、会長及び副会長の選任を行います。
- ・学識経験者として、名古屋大学の加藤博和教授を会長に、日本大学の藤井敬宏教授を副会長に選任するものです。
- ・なお、その他の役員については、第2回流山市地域公共交通活性化協議会において選任します。

議案第3号

「流山市地域公共交通活性化協議会会議運営規程」について

- ・流山市地域公共交通活性化協議会規約第7条第7項の規定に基づき、協議会の会議の運営について決めるものです。
- ・会議運営規程では、会議は原則公開とすること、議長の役割、会議録の作成等について規定しています。

#### 議案第4号

##### 「流山市地域公共交通活性化協議会事務局規程」について

- ・流山市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、協議会の事務局の運営について決めるものです。
- ・事務局規程では、事務局の所掌事務や専決事項、事務局長等に関すること、文書や公印の扱いに関することについて規定しています。

#### 議案第5号

##### 「流山市地域公共交通活性化協議会財務規程」について

- ・流山市地域公共交通活性化協議会規約第13条の規定に基づき、協議会の財務について決めるものです。
- ・財務規程では、予算や決算に関すること、出納に関することを規定しています。

#### 議案第6号

##### 「令和2年度流山市地域公共交通活性化協議会収支予算書」について

- ・流山市地域公共交通活性化協議会財務規程第3条第2項の規定に基づき、協議会の予算を決めるものです。
- ・歳入としては、流山市からの負担金として10,425千円、国からの国庫補助金として5,000千円、銀行預金利子として1千円を計上しています。
- ・歳出としては、会議の報酬等の会議費として425千円、事務費として1千円、計画策定に係る調査研究費として10,000千円、流山市負担金における国庫補助金相当分立替金を市に返還するため5,000千円を計上しています。

#### 議案第7号

##### 「計画策定に係る業者選定方法」について

- ・計画策定に係る調査研究費を用いて、コンサルタントに調査業務を委託することから、その業者選定の方法について決定するものです。
- ・業者の選定方法については、公募型プロポーザル方式とし、選定委員会を設置します。選定委員会の委員長は名古屋大学の加藤博和教授を選任します。

## 流山市地域公共交通活性化協議会について

### 1. 地域公共交通活性化協議会とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行うため設置するものです。

流山市では、令和2年度に地域公共交通網形成計画の策定を目指しており、今回、新たに協議会を組織しました。

### 2. 地域公共交通網形成計画とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「地域にとって望ましい公共交通網の姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもので、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを再編することにより、持続可能な地域公共交通網を形成することを目的として策定するものです。

### 3. 協議事項

- (1) 地域公共交通網形成計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 道路運送法及び道路運送法施行規則に基づく協議会における協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市内の公共交通の事業の実施に当たり必要なこと。

### 4. 構成員

構成員については、法律の規定に基づき、下記のとおりとしています。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係する公共交通事業者等
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車

運送事業者及びその組織する団体

- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 関係する道路管理者
- (6) 関係する公安委員会
- (7) 公共交通利用者（流山市民）
- (8) 地方運輸局長
- (9) 関係する行政機関
- (10) 流山市

※委員の詳細につきましては、別添の委員名簿をご覧ください。

5. 協議会の収支の仕組みについて

